

第9回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月27日(木)

開 会 午後2時

閉 会 午後2時55分

2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について

4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について

(2) 農地賃貸借権解約について

5. 出席委員(28人)

会 長 15番 大友 正一

農業委員 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子

5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘

8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一

11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子

14番 引地 長一

欠席農業委員 1番 相澤 喜美

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫

4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典

7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉

11番 西山 剛 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博

14番 相澤 早苗 15番 川村 勇

欠席推進委員 10番 武藤 光雄

6. 事務局出席職員

事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第9回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第9回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名 計28名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

4番 武田 由美子 委員 5番 入間川 昭一 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、洞口ゆかり代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（洞口ゆかり委員）

第4班代表委員の洞口ゆかりです。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年1月27日提出。

番号1、大字・字・地番は下増田字広浦35番103、地目は登記、現況ともに畑、登記面積は1,040㎡、下増田字広浦35番105、地目は登記、現況ともに畑、登記面積は204㎡、下増田字広浦35番107、地目は登記、現況ともに畑、登記

面積は192㎡、転用目的は資材置場、駐車場です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で1㎡あたり2,437円、資材・製品等置場、車両・重機等駐車場です。

位置図、公図については議案書の2ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、仙台空港の北側の、美田園地区と貞山運河の間に位置しています。譲受人は、総合建築、解体、外構、土木、リフォーム等を請け負っている法人です。名取市から一般廃棄物処理業の許可を受けております。担任委員会資料2ページの予定配置図のとおり、申請地の南側に譲受人の産業廃棄物中間処理施設があり、規模拡張のため今回の申請に至ったということです。土砂の流出又は崩壊の恐れの有無については、土砂、碎石等を入れて転圧をかけるため土砂の流出等が無い。雨水・排水等は自然浸透させる。申請地は災害危険区域に指定され、居住はできない区域である。転用によって生じる付近への被害は無いと思われまます。

番号2、大字・字・地番は高館熊野堂字八ツ口22番1、地目は登記田、現況畑、登記面積は343㎡、転用目的は農家住宅建設です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は贈与、共有者持分全部移転、農家住宅1棟2階建、建築面積は67.84㎡です。

位置図、公図については議案書の3ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、熊野神社の東側、一級河川名取川の南側に位置しています。譲渡人と譲受人は姉弟関係にあり、譲受人は以前から自宅の多賀城市から名取市まで通い、農業に従事していました。母親が高齢で自分が主体となって耕作するため、実家近くの建築可能な土地を探しましたが希望に合う土地が見つからず、今回の申請に至ったとのことです。担任委員会資料3ページの行政庁の免許、許可、認可の見込みですが、公共物使用許可は許可済、道路法第24条許可は、市土木課との調整により許可不要となったと伺っています。土砂の流出又は崩壊の恐れの有無については、北側と東側の一部には既設ブロック土留めがあり、東側と西側架橋付近には土留めを新設し、西側の残りは法面処理して芝張を行う。南側には法面処理を行うため、影響はありません。農業用排水施設の機能への支障はございません。浄化槽の放流同意は名取土地改良区と協議中とありますが協議済とのことです。

議案第1号1番、2番につきましては、1月25日の担任委員会で現地調査を行い、1番、2番とも譲受人本人から実情を聴取した結果、お配りした農地転用許可基準及び審査内容のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第1号1番、2番につきましては、1月25日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番は資材置場と駐車場として転用するものです。2番は農家住宅を建設するための転用です。それぞれ、土砂の流出を防止する対策を講じるため、隣接農地などへの影響は生じないものと判断いたしましたので、転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、洞口ゆかり代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（洞口ゆかり委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年1月27日提出。

番号1、大字・字・地番は下増田字台林248番1の一部、地目は登記、現況ともに畑、登記面積は835㎡のうち229.65㎡、下増田字台林250番の一部、地目は登記、現況ともに畑、登記面積は958㎡のうち255.89㎡、計485.54㎡、転用目的はトマト集荷所建設です。申請人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要はトマト集荷所1棟平家建、建築面積は144.92㎡です。

位置図、公図については議案書の5ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料5ページ及び7ページをご覧ください。申請地は、仙台空港の北側になります。申請人は、申請地そばの農地で、大規模にトマトを栽培予定で、敷地内の

一部にトマトの集荷所を建設する必要があったことから今回の申請に至ったということです。農地区分は、農用区域内の農業用施設用地、開発許可及び建築許可は不要、土砂の流出又は崩壊の恐れの有無については、申請地一帯に碎石を敷き、土砂の流出や崩壊が生じないように常に注意して利用する。雨水・排水については市土木課との調整により、南側に暗渠配管を入れて放流する予定とのことです。農業用排水施設の機能への支障は特に無いと思われませんが、障害が生じた場合は適切に対応することです。

番号2、大字・字・地番は高館川上字台2番2の一部、地目は登記、現況とも畑、登記面積は780㎡のうち515.63㎡、転用目的は農家住宅建設です。申請人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農家住宅1棟2階建、建築面積は75.35㎡です。

位置図、公図については議案書の6ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料8ページ及び9ページをご覧ください。申請地は、高館川上にあります慶藏院というお寺の西側に位置しています。母親が高齢になり援農の必要性もあり、申請地に農家住宅を建設することです。農地区分は第1種農地ですが、許可方針該当項目を満たしています。開発許可及び建築許可は不要、土砂の流出又は崩壊の恐れの有無については、RC土留めを設置するので、土砂の流出等は無い。雨水・汚水は南側市道の既存側溝へ放流することです。

議案第2号1番、2番につきましては、1月25日の担任委員会で現地調査を行い、1番、2番とも申請人本人から実情を聴取した結果、お配りした農地転用許可基準及び審査内容のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、1月25日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番は、隣接しているトマトの栽培用ハウスで収穫したトマトを集荷するための施設を建設するものです。2番は親が居住している家の敷地内の農地を転用して農家住宅を建設するものです。1番、2番ともに隣接農地などへの影響は生じないものと判断いたしましたので、転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

1番と2番の汚水の排水についてですが、汚水は浄化槽を経由するのではないのでしょうか。

- 事務局（成田局長補佐）

ただ今のご質問ですが、委員ご指摘のとおり、1番、2番ともに、汚水は浄化槽を経由して放流する計画になっておりますので、訂正方お願いします。
- 議長（大友正一会長）

他にご質問はございませんでしょうか。
- [「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

- 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、洞口ゆかり代表委員よりご説明をお願いします。
- 3班代表委員（洞口ゆかり委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年1月27日提出。

番号1、大字・字・地番は手倉田字堰根301番1、地目は登記、現況とも田、登記面積は1,659㎡、大字・字・地番は手倉田字堰根522番1、地目は登記、現況とも田、登記面積は921㎡、大字・字・地番は手倉田字堰根522番2、地目は登記、現況とも田、登記面積は20㎡、大字・字・地番は手倉田字堰根523番、地目は登記、現況とも田、登記面積は1,033㎡、大字・字・地番は手倉田字諏訪71番1、地目は登記、現況とも田、登記面積は630㎡、大字・字・地番は手倉田字諏訪82番1、地目は登記、現況とも田、登記面積は643㎡、計4,906㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は59a、世帯員は6人、労力人は4人です。備考として、持分の一部を後継者へ贈与となっております。

位置図、公図は議案書の9ページから10ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料の10ページをご覧ください。申請地は、増田西小学校の東側に点在する4か所の田と、吉祥寺より東に進んだ道路沿いの2か所の田で、水稻・大豆を作付け

するとのことです。贈与の理由として、譲渡人が高齢になり体調も優れないことから、後継者に稲作を伝えるために贈与し、譲受人とともに申請地を耕作するとのことです。

続きまして、番号2、大字・字・地番は手倉田字諏訪112番、地目は登記、現況とも田、登記面積は632㎡、大字・字・地番は手倉田字諏訪195番、地目は登記、現況とも田、登記面積は933㎡、大字・字・地番は手倉田字諏訪197番、地目は登記、現況とも田、登記面積は1,495㎡、計3,060㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は1,090a、世帯員は2人、労力人は2人です。備考として、後継者への贈与となっております。

位置図、公図は議案書11ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の10ページをご覧ください。申請地は、箱塚グラウンドの北に位置する3か所の田で、水稻・大豆・野菜等を作付けしています。贈与の理由として、経営移譲にあたり、譲受人に農地を所有させ、農業経営を安定させるためということです。

続きまして、番号3、大字・字・地番は植松字豊田208番1、地目は登記田、現況畑、登記面積は1,000㎡、大字・字・地番は植松字豊田208番2、地目は登記田、現況畑、登記面積は947㎡、計1,947㎡、権利種別は賃貸借、貸付人、借受人については総会資料のとおりです。借受人の経営面積は0a、労力人は50人です。備考として、賃借権設定、令和4年2月1日より10年間、借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済、賃料は10aあたり66,000円、総額128,502円となっております。

位置図、公図は議案書12ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の10ページ、11ページをご覧ください。申請地は、仙台空港滑走路の北西側、仙台東部道路仙台空港インターチェンジの北側に位置しています。

譲受人は、無農薬栽培のキクラゲ、シイタケの栽培、菌床ブロックの販売等を行っている新規就農の法人です。この賃貸借ですが、番号4、番号5も同じ借受人で、隣接する農地であるので、併せて説明します。

番号4、大字・字・地番は植松字豊田208番3、地目は登記田、現況畑、登記面積は1,046㎡、大字・字・地番は植松字豊田209番、地目は登記田、現況畑、登記面積は2,993㎡、計4,039㎡、権利種別は賃貸借、貸付人、借受人については総会資料のとおりです。借受人の経営面積は0a、労力人は50人です。備考として、賃借権設定、令和4年2月1日より10年間、借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済、賃料は10aあたり66,000円、総額266,574円となっております。

位置図、公図は議案書13ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の10ページ、11ページのとおりです。

続きまして、番号5、大字・字・地番は植松字豊田210番、地目は登記田、現況畑、登記面積は2,993㎡、大字・字・地番は植松字豊田211番、地目は登記田、

現況畑、登記面積は3,032㎡、大字・字・地番は植松字豊田213番、地目は登記田、現況畑、登記面積は991㎡、計7,016㎡、権利種別は賃貸借、貸付人、借受人については総会資料のとおりです。借受人の経営面積は0a、労力人は50人です。備考として、賃借権設定、令和4年2月1日より10年間、借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済、賃料は10aあたり66,000円、総額463,056円となっております。

位置図、公図は議案書14ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の10ページ、11ページのとおりです。

議案第3号番号1、番号2は、家族間の申請につき、実情調査は省略しています。番号1、番号2につきましては、1月25日に現地調査を行ったところ、申請地は現在も耕作されており、適切に管理されていきました。書類を審査した結果、担任委員会資料10ページの農地法第3条の判断基準のとおり、農地法第2項の各号に該当しないため、許可条件をすべて満たすものと考えます。

議案第3号3番、4番、5番につきましては、1月25日の担任委員会で現地調査を行い、3番については貸付人本人、4番についても貸付人本人、5番につきましては貸付人の代理人、借受人につきましては代理人から、それぞれ実状を聴取したところ、解除条件付きの賃貸借契約の内容は了解しているとのことでした。一般法人が解除条件付きの賃貸借契約を締結した場合、農業委員会から名取市長へ通知することになっており、総会資料15ページのとおり、名取市長から特に意見はないという回答を確認しております。書類を審査した結果、担任委員会資料10ページの農地法第3条の判断基準を満たしているものと判断しました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第3号1番、2番につきましては、農業後継者への贈与です。3番、4番、5番はキクラゲを栽培するために法人が農地を借受するものです。この法人は今後、名取市で認定農業者となるため申請を予定しているとのことでした。以上のことから許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

それでは、議案書の16ページをご覧ください。議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年1月11日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年1月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規11件78,815㎡、更新0件、合計11件78,815㎡。

2 利用権を設定する土地

田36筆72,497㎡、畑3筆6,318㎡、合計39筆78,815㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定9件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。4年1件、5年6件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。30kg4件、45kg3件、6,000円1件、7,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額 443,262円1件、2,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和4年1月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書17ページから19ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 7番（入間川康弘委員）

利用権を設定する土地で畑3筆とありますが、畑は整理番号2926番の2筆しかなく、合計と合わないのではないかと。

○ 事務局（大友主幹）

ただ今のご質問についてですが、畑は、整理番号2926番の2筆のほか、整理番号2930番の1筆を合わせて3筆になっています。

- 議長（大友正一会長）
他にご質問はございませんでしょうか。
- [「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）
「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）
「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

- 議長（大友正一会長）
次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局（大友主幹）
別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。
- 議長（大友正一会長）
只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありますか。
- [「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）
「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（2）までについて承認いたします。

《その他》

- 議長（大友正一会長）
次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（小畑局長）
〔2月の農業委員会行事日程説明を行った。〕
- 議長（大友正一会長）
それでは、第9回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時55分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年1月27日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 4番 _____

署名委員 5番 _____